



2002年12月17日 第2003-6号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

派遣労働者の権利を守る法改正にしよう 労働者派遣法等の改正で労使が意見表明

労働政策審議会職業安定分科会民需部会では、労働者派遣法等の見直しを審議してきましたが、12月13日の会議では、先頃事務局より示された「報告たたき台(案)」を巡って、労使が意見表明を行いました。

このたたき台案は、派遣法の改正に関して次のような内容が盛り込まれています。

たたき台案の一部(概要)

1. 派遣期間の延長について
一律1年の期間制限を見直し、3年までの期間で臨時的・一時的と判断できる期間については、派遣を受け入れることができる。
但し、1年を超えた場合の判断の際には、労働組合等の意見を聴くこと。
2. 「物の製造」業務への適用
対象業務とするが、一定期間、派遣期間を1年に制限する。
3. 期間制限を超えた場合
引き続き就業させようとする派遣先は、当該派遣労働者に雇用を申し込まなければならない。

派遣労働法は、平成11年の改正による対象業務のネガティブリスト化に伴い、その性格が大きく変化しています。これまでのようなつぎはぎの改正では、労働力需給の役割を果たすことはできず、派遣労働の本来の位置づけを明確にした上での抜本改正が求められていました。

また、現行法の大きな問題は、派遣労働者に対して直接指揮命令権を持つ派遣先企業に、派遣労働者の生活と雇用に関する責任がきわめて

軽減されていることです。

使い勝手の良い労働者を増やすだけ...

連合は当初からこうした点を主張してきました。しかし、このたたき台案は、本来的な問題に結論を出せないまま、規制改革会議からの要請に対応するためだけのものになっています。また、労働者保護や雇用責任の視点がなく、このままでは、企業にとって使い勝手が良くてコストが低い労働者を増やすことにつながりかねません。

「物の製造」業務への解禁は問題

今回、物の製造業務も派遣労働の適用となる案が示されましたが、モノづくり産業の再生と活性化という点で大きな問題があります。

派遣の解禁は、さらに雇用コストや教育コストの削減を促進させ、技能・技術の訓練、人材育成のための社会システムづくりを阻害することになりかねません。

労働側委員の激励集会を開催

連合は、この民需部会に先だって、会場となった経済産業省別館前に約250人が集まって、労働側委員激励集会を開催。「派遣労働者の権利を守る法改正にしよう」と、意見表明やシュプレヒコールを行い、今後も大幅な修正を求めて取り組むことを確認しました。